

とかち青空レディ 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、十勝の観光振興を図ることを目的として設置するとかち青空レディ制度の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 とかち青空レディ（以下「レディ」という。）とは、十勝観光連盟会長（以下「会長」という。）から任命を受け、道内外で十勝の観光 PR 活動等を行う者をいう。

（対象）

第3条 レディは、十勝の観光振興に対して熱意があり、次に掲げる要件を満たす者を対象とする。

- （1）十勝管内在住である者。
- （2）20 歳以上の心身健康な女性。
- （3）普通自動車運転免許証を所持している者。
- （4）レディ活動にあたって職場および家族の了解を得ている者。

（任命）

第4条 会長は、前条に掲げる要件を満たす者をレディとして任命する。

（任期）

第5条 レディの任期は原則1年とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、任期途中でであっても任命を解くことが出来る。

- （1）公序良俗に反する、又はレディとして相応しくない非行があった場合。
- （2）レディの所在が不明となった場合。
- （3）事故、病気等によりレディ活動の遂行が困難となった場合。

（再任）

第6条 会長はレディ本人が再任について希望し、活動遂行状況が良好な場合、レディを再任することができ

る。ただし、再任は1度のみとする。

（活動）

第7条 レディは、次に掲げる活動を行う事とする。

- （1）各種観光イベントや各種メディアへの出演および十勝の観光や物産のPRを行うこと。
- （2）公式セレモニーでの補助。
- （3）その他、要請のあった活動で会長が認めたもの。
- （4）十勝観光連盟公式ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）での情報発信を行うこと。

（報酬等）

第8条 レディには別に定める派遣日当および交通費ならびに宿泊費の実費を支給する。また、任期満了時に記念品を贈る。

（責任）

第9条 レディは、その地位を営利目的で利用してはならない。

（事務局）

第10条 とかち青空レディ制度に関する事務は、十勝観光連盟で処理する。

（その他）

第11条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。